

最低制限価格、総合評価失格基準価格の見直しについて

敦賀市総務部契約管理課

本年4月に、国において、公共工事の迅速かつ円滑な施工の確保に向けて契約価格の適正化や実効あるダンピング対策の充実を図るため低入札価格調査基準の算定式が改正されました。当市においても工事等の品質確保や、下請業者の保護、適正価格での契約を推進する観点から、次のとおり改正します。

1 改正内容

- ・ 建設工事における入札の際の最低制限価格及び総合評価基準価格の算定について、現場管理費の率を現行より0.1引き上げます。
- ・ 工事に係る委託業務における入札の際の最低制限価格及び総合評価失格基準価格の算定について、一部引き上げを行います。

2 適用日

平成28年6月1日以降に入札公告等を行う入札から適用します。